

## 平成27年度我孫子市特別職報酬等審議会 概要

1. 会議名称	我孫子市特別職報酬等審議会
2. 開催日時	平成28年1月31日（日）午前10時から
3. 場所	議会棟第一委員会室
4. 出席者	委員 石井委員、岡田委員、小林委員、真田委員、柴田委員、 田中委員、増田委員 事務局 星野市長、日暮総務部長、川村総務部次長、 櫻井課長補佐、黒田、山口、弦巻
5. 議題	常勤特別職及び議員の期末手当支給月数改定（案）について
6. 公開非公開の別	公開
7. 傍聴人	なし

### 8. 会議の内容

事務局：日暮部長：総務部長の日暮でございます。本日は、お忙しい中ご出席いただき、誠に有り難うございます。

会長が決まるまでの間、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお委嘱状の交付につきましては、恐れ入りますが、略式にてお手元に置かせていただきました。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまより、我孫子市特別職報酬等審議会を開会いたします。

会議に先立ちまして、本審議会の成立要件についてご報告いたします。

本日の出席者が過半数を超えているため、我孫子市特別職報酬等審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立致します。

以上ご報告申し上げます。

はじめに、星野市長からご挨拶を申し上げます。

#### — 市長あいさつ —

日暮部長：続きまして、本日は新たな委員構成になって初めての審議会でございますので、私のほうから委員の皆様をご紹介します。

#### — 委員紹介 —

日暮部長：ここで、市長は退席させていただきます。

※市長は退席。

日暮部長：次に事務局職員につきまして、自己紹介させていただきます。

## — 事務局紹介 —

日暮部長：それでは、お手元にお配りしております会議次第により進めさせていただきます。

これより議題に入らせていただきます。議題(1)「会長の選任について」でございます。

会長の選任につきましては、審議会条例第5条第1項により、委員の互選ということになっておりますが、いかがいたしましょうか。

小林委員：事務局に一任したい。

日暮部長：それでは、真田委員に会長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり。)

日暮部長：ご異議ないようですので、真田委員に会長をお願いいたします。

真田委員、よろしくお願いいたします。

真田会長：それでは職務代理の指名を行います。

これは審議会条例第5条第3項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。

石井委員を職務代理に指名したいと思います。

石井委員、よろしくお願い致します。

石井委員：せっかくのご指名ですので、お引き受けさせていただきます。

真田会長：次に議題(2)「審議会の概要等について」に入ります。

事務局より説明願います。

## — 事務局より説明 —

- ・我孫子市の財政状況について
- ・審議会の概要について

真田会長：事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等はございませんでしょうか。

石井委員：平成22年に給与と賞与の見直しをしていますが、根拠はなんですか。職員も大変な思いをされたと思いますが、下げてありますよね。

川村次長：基本的に職員の給与は国の人事院勧告に連動していますので、これはまさに人事院勧告の影響です。人事院勧告は、国の勧告ですが、民間と公務員の給与を比較して、その較差について上げたり下げたりするように言われるものです。我孫子市で独自にできればいいのですが、当市の規模ではそこまでできませんので、国の基準に沿っています。地方公務員法の中で国、近隣市町村、民間の給与と比較して、職員の給与は決めなさいとなっております。

日暮部長：補足すると人事院勧告は、国家公務員の給与と民間の給与との差を毎年4月の給与で比較して、おおむね毎年8月頃に、差があった場合は国の人事院が判断して、国会と内閣に対して改定すべきだと勧告するものです。これが、国家公務員の給与改定の元となっています。

石井委員：これまでも人事院勧告というのは、一般職に対してであって、特別職は別であって、議会の議員などは人事院勧告とは別ということですか。

川村次長：その通りです。特別職については、一般職員を考慮してとなっています。

日暮部長：手続き上の話ですが、人事院勧告の後、国が実施するかどうか判断して、閣議決定をして、一般職員の給与法案を国会に提出する。今回も平成27年度の法案は通っていて、実施すると決まっています。

増田委員：手当の月数の推移をみてみますと、平成19年度の一般職より特別職の率を下げているようですが、それまでずっと一般職と率は一緒でしたが、この時下げた理由はわかりますか。

川村次長：特別職の考え方は、一般職と違います。その時の首長がどう考えたかによります。一般職は上げたけど、特別職は上げなくてもよいと思えば議案を提出しません。議員は自ら議案を提出できますので、自分たちで話し合っただけで上げなかったということだと思います。

増田委員：その理由は何ですか。経費削減とか遠慮したなどの理由を知りたい。上げる時にも理由が必要だと思うので、下げた理由がわかればと思ったのですが。

川村次長：平成19年度は一般職の給与に大きな変換点があった。国家公務員はどこでも同じ給料表を使うが、地域によって物価が違うのに全国一律でいいのかとなって、本俸を縮めて、地域ごとに地域手当で調整しようという制度の転換が、国は平成18年度、我孫子市では平成19年度にあった。この頃財政状況も厳しかったので、それを総合的に考えた当時の市長が判断したと思います。

小林委員：資料9で組合負担金があるが、直接関係ありませんが、職員何名についていくら出ているのか。資料が手元になれば結構です。

川村次長：手元に資料がなく、申し訳ありません。

真田会長：それでは、次に議題(3)「常勤の特別職等の期末手当支給月数の改定(案)について」に入ります。

諮問案につきましては、お手元に配付のとおり、市長より諮問書が提出されております。

では、諮問事項について、事務局より説明願います。

川村次長：本日、お配りした期末手当年間支給月数改定(案)をご覧ください。

特別職と議員の期末手当について平成27年度分として0.10月、昨年度、平成26年度に引き上げを見送った分0.15月、合わせて0.25月分を引上げようとするものです。

内容として、27年度は12月期に1年分0.25月を加算し、年間4.15月とし、

平成28年度は、6月期と12月期にそれぞれ0.125月を加算して年間4.15月としたいというものです。

説明は以上です。

よろしく願いいたします。

真田会長：では、この諮問事項について、ご意見、ご質問がありましたらお願い致します。

小林委員：人事院勧告の状況、社会、経済の状況、近接自治体の状況、(平成26年度分人事院勧告を)先送った状況などを総合的に考えて、今回の諮問内容は妥当ではないかと思いますが、他の委員の意見はいかがですか。

石井委員：小林委員の意見に賛成します。

真田会長：小林委員と石井委員から賛成の意見がありましたが、他にありますか。

(多数、賛成の声あり)

真田会長：確認のために、採決を取ります。市長諮問案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

真田会長：採決の結果、過半数を超えていますので、原案どおり承認することで決定し、市長へ答申したいと思います。

以上を持ちまして、本日予定されておりました、議題に係る審議は終了しました。

その他、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

石井委員：参考までに、市議会議員の年間報酬、賞与については諮問案通りになると思いますが、政務調査費など、それ以外に諸手当みたいなものはありますか。

日暮部長：報酬と期末手当以外手当はありません。政務調査費は議員活動に要する費用ということで、条例で定められたものです。

石井委員：我孫子はいくらですか。

川村次長：月額約3万円程度で、全て領収書を提出してもらって事務局が確認しています。しかし、全員が受け取っているものでもない。

(※現在は、「政務活動費」の名称で、月額2万5千円、年間30万円。)

日暮部長：その他、公務での視察等の旅費も支出されていますが、職員と同様に実費弁償となっています。

報酬以外の給与にあたるようなものはありません。

石井：議員によっては近隣センターを借りて報告会や新聞の折込みなどで活動報告をされている議員がありますが、そういう費用はの中で賄っているということですか。

日暮部長：新聞の折込みなども政務調査費で賄えなければ、自己負担されていると思われれます。

川村次長：議会では、議会基本条例というのを新たにつくりまして、市民との懇談会を開き、活動報告や議員定数について、市民の方の意見を聴くなどができる場を設けることができることになっています。

日暮部長：この報酬等審議会は、本日から4年間の任期となりまして、常設の審議会になります。

市長から諮問があった時だけではなく、特別職の給与及び議員報酬・手当について調査・審議する、その上で市長に意見を述べる役割もありますので、必要な資料等ありましたら事務局にご連絡ください。

真田会長：それでは、以上を持ちまして本日の特別職報酬等審議会を閉会いたします。

長時間に渡るご審議ありがとうございました。